

平成 17 年度 第 12 回 規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 18 年 2 月 15 日 (水) 14:00 ~ 15:42

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策各委員、安念潤司、福井秀夫各専門委員

(政府) 中馬大臣、山口副大臣

(事務局) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、梶島参事官、岩佐企画官、原企画官、菱沼企画官、佐藤企画官

4 . 議事次第

(1) 平成 18 年の規制改革・民間開放推進会議の進め方について

(2) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは定刻でございますので、ただいまより平成 17 年度第 12 回の、本年最初となります「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は御多忙の中、中馬大臣、山口副大臣に御出席いただいております。本日は 13 名の委員・専門委員に御出席いただいております。まだ 1 ~ 2 人遅れておられます。

早速でございますが、議事に先立ちまして、中馬大臣から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

中馬大臣 では、新年最初の会議でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。規制改革につきましては、昨年末、宮内議長を始め委員・専門委員の皆様方の御尽力によりまして、会議の第 2 次答申をとりまとめていただいたところであります。この提言内容につきましては、答申をいただいた直後、最大限尊重する旨の閣議決定を行ったところであります。政府として着実に実現を図りたいと、このように考えております。

特に「公共サービス改革法（市場化テスト法）案」は、先週閣議決定がなされまして、国会に提出されました。その内容は、当会議のこれまでの提言を踏まえたものであります。今後国会において御審議をいただくこととなりますが、できるだけ速やかに法案が成立しますよう、担当大臣として十分に説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

昨今、規制改革を始めとする構造改革に対する批判の声もありますが、規制改革の成果は国民生活や経済活動のさまざまな場面に見られておりまして、我が国の発展に大きく貢献してきたものであり、これらの批判は当たっていないと思います。

総理も先日「最近、ライブドア問題や耐震強度偽装問題で、あたかも小泉内閣が進めている規制改革のせいだという議論がなされているが、そうではない。あれは、別問題で、今後とも規制改革や民間開放を進めていかなければならない」と発言されておられました。

また、私は1月にスペイン、ポルトガル、イギリス等を視察してまいりましたが、各国
また、私は1月にスペイン、ポルトガル、イギリスを視察してまいりましたが、各国とも積極的に規制改革、市場化テスト、民営化等に取り組んでおります。

と言いますのも、EUが共通の基準を決めておきまして、地方分権とか規制改革のことははっきり決めています。そうしますと、特に新しく入ったところはそれに合わそうとして一生懸命やっております。そういうことを見てまいりました。

こういうこともございまして、このように規制改革・民間開放の流れは、国際的な潮流でもあると認識を改めてした次第でございます。

したがいまして、委員・専門委員の皆様には、今までどおり、聖域なく活発に御議論いただきたいと存じます。とりわけ、本年は会議の最終年度として、未解決の課題も含めて、できる限り多くの具体的成果を上げていただきたいと思っております。そのためには、例年にも増して検討のスピードを上げていただく必要もあろうかと思っておりますが、委員・専門委員の皆様には、さらなる御尽力をお願いする次第でございます。

私も引き続き、山口副大臣、山谷政務官ともども、規制改革・民間開放の推進に全力で取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

宮内議長 ありがとうございます。ただいま、大臣から規制改革・民間開放の推進に当たって力強いお言葉をいただきました。御期待に沿うべく、会議といたしましても、なお一層精力的に審議を行ってまいりたいと存じます。中馬大臣、山口副大臣におかれましては、引き続き御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、議題に入ります前に、2月1日の経済財政諮問会議に中馬大臣とともに出席させていただきました。第2次答申の成果と今後の課題に関して御説明をいたしてまいりましたので、その模様を簡単に御報告いたします。

まず、中馬大臣と私からそれぞれ資料を提出いたしまして発言いたしました。中馬大臣からは「市場化テスト」の本格的導入のための法案の準備状況のほか、当会議が「平成18年度は、できる限り多くの具体的成果を上げるべく、例年よりスピードアップして検討を進める準備に着手している」ことなどの御報告がございました。

私からは「まだ多くの重要課題が積み残されているので、当面の最重点課題を早急に選定し、本年6月を目途に成果を答申にとりまとめたい」等、申し上げました。なお、諮問会議に提出いたしました大臣及び私の資料は、本日、お手元にお配りしておりますのでごらんいただきたいと思っております。

これに対しまして、諮問会議側からは、本間議員より「規制改革、『市場化テスト』の推進は『小さくて効率的な政府』を実現するとともに、官製市場の改革・活性化を通じ成長市場を創出していく上で重要であり、規制改革・民間開放推進会議には、改革を積極的

に推進していただくようお願いする」。このような発言がございました。

総理からも、中馬大臣と私に対しまして「今後とも規制改革・民間開放を進めていかなければならない。これはきちんとやっていくので、よろしく願います」。このような御要請がございました。

このように諮問会議においても、規制改革・民間開放推進の重要性が繰り返し強調されたということで、改革推進に向けて意を強くすると同時に、責任の重さを改めて実感いたしました次第でございます。詳細につきましては、お手元に配布いたしました諮問会議の議事要旨をごらんいただきたいと思います。

ただいま大臣もおっしゃいましたが、規制改革をめぐりましてさまざまな声が聞かれます。批判のよりどころとなっている昨今の問題の本質は、むしろ消費者・利用者といったユーザーを中心とする制度への転換や、事前規制から事後チェックへの転換に伴う公正な競争ルールの策定と競争監視機能の抜本的な見直しといった取組みの不十分さにあるのではないかと考えております。

これらは、規制改革・民間開放の目指す姿、あるいは改革のテーマとして今までにも我々が提示してきたものにほかなりません。つまり、まだこれらの取組みが不十分であるために問題が生じたのであって、問題の解決にはさらなる改革が必要であると考えております。

当会議といたしましては、引き続き聖域なく議論を行い、具体的な提案を行ってまいりたいと思いますので、委員・専門委員の皆様におかれましては、なお一層の御尽力をお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、審議に入らせていただきます。本日は「本年の会議の進め方」につきまして御審議をいただきます。

まず、お手元の資料「平成 18 年の規制改革・民間開放推進会議の進め方(案)」をごらんいただきたいと思います。

この資料は、私の考えをまとめたものをベースに、委員の皆様方から御意見をいただきまして、それを反映させていただき、こういう形で一応とりまとめたものでございます。本日はこれを御審議いただきまして、会議として御了解をいただければ、対外的にも公表し、次の段階に進みたいと考えております。

内容につきましては、既に御説明をさせていただいたと思いますので繰り返しになりませんが、簡単に私からもう一度お話をさせていただきたいと思います。

前回の本会議においても申し上げましたとおり、本年は実質的に当会議の最終年でございます。この案も、例年よりも活動を前倒しして残された期間で可能な限りの成果を目指したいというような考え方からつくったものでございます。また、この会議が終わりました後、後継組織に円滑な承継を図っていくということも念頭に置いて進めるべきだと考えております。例年でございましたら、夏ごろに私どもの考え方を中間とりまとめとして

整理しておりましたが、本年はそれを少し早めまして、6月を目途に「答申」としてとりまとめることを目指したいと思います。これは各省との協議を行って閣議決定を得るものと位置づけしております。

そのためには、例年の半分程度の短期間で集中的に審議し、とりまとめる必要があるため、重点検討事項を絞って検討したいと思います。そのために、これまでもやってまいりましたが、議長である私を長といたします特別のワーキンググループを設置した上で、事項ごとに担当委員を決めさせていただき、役割・責任分担をはっきりさせた形で進めていきたいと思います。

具体的には、現在の案を3ページに記載させていただいております。既に個別には御相談をさせていただいておりますが、これについて御確認をいただきたいと思います。

また、これら以外にも、例えば一つの例でございますが、農業分野などを始め、残された多くの課題がございます。これは、4ページにございますが、一応例示的に残されたものを書いたわけでございます。

これらにつきましても、6月の答申に向けて取り組む必要のあるものがあるのではないかと、そういうことについて検討する必要があると考えております。

公共サービス改革、官業改革につきましては、これまでの「市場化テストWG」と「官業民営化WG」、これらは一応別々に動いておりましたが、一体化いたしまして、より効率的な体制にすることにはいかがかと。6月の答申に向けまして、どのような課題をどのような進め方で行うのか、これにつきましては八代・鈴木両主査を中心に関係委員で早急に御議論をいただきたいと思っております。

その他の既存のワーキンググループでは、当面3月まで推進計画改定のフォローアップに注力していただくということでございます。また、6月の答申に盛り込むべき重点検討事項の抽出にも適宜当たっていただきたいと思っております。

4月以降の分野ごとの検討体制については、これまでの検討の継続性、あるいは12月の最終答申を視野に入れまして改めて考えていくといいますが、更に検討をさせていただきたいと、このように思っております。

なお、最後でございますが「集中受付月間」など、その他の基本的な取組方針は、最後の年でございますが、これまでどおりに進めていくということではいかがかと思っております。

繰り返しになりましたが、以上が私からの説明とさせていただきます。ただいま申し上げましたような点に関しまして、あるいはこの資料に関しまして御自由に御議論をちょうだいしたいと思います。本日は、今申し上げました点を御議論いただくというのが中心なテーマでございますので、御自由に御発言をいただきたいと思っております。

どうぞ、安居委員。

安居委員 質問ですけれども、この重点分野について、宮内議長に委員長になっていただけるのは非常にありがたいと思うのですが、具体的にはどんな進め方になるのでしょうか

か。

宮内議長 例えば、ヒアリングするときには、担当省庁の方にそのワーキンググループにおいていただいて意見交換をするというようなところから始めまして、そこでまた問題点が抽出されましたら、御担当の主査に引き続きそれを関係省庁とお話をさせていただく。そして、ある程度話がまとまったら、またワーキンググループで検討すると、過去にはそういうことでございます。

それよりもまず、3ページに一応検討課題として例を出して、主査をお願いする委員の皆様方のお名前を書かせていただいているわけでありまして、この一つひとつのテーマ、例えば一番上の放送・通信といたしましても、在り方の見直しというようなことで具体像がよくわからないと。

ですから、これは担当主査の方々に、まず6月を目途にこの中のどの問題を取り上げるかということの具体的なテーマの絞込みをしていただくというのが一番最初だと思います。ここは非常に大ざっぱなことしか書いておりません。

そして、その中で会議全体としてこの問題の中から取り上げて、ヒアリングの必要があれば、あるいは公開討論の必要があればやるというようなプロセスではないかと思えます。

そんなことでよろしゅうございましょうか。

八代総括主査 別の件でもよろしいですか。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 ここでは、とりあえず3ページの方に重点事項ということであるんですが、これ以外にも、例えば規制改革に関して非常に盛り上がっているような問題が起きたときは適時入れていただけるということでもよろしいでしょうか。

1つ、私が感じておりますのは、先般、NTTが企業年金給付の引下げということを経済の合意の下で決めて申請したときに、厚生労働省がNTTは債務超過になっていないから切り下げはいかぬということで不許可というか認めなかったんですが、やはり高齢化に対応した社会制度を緊急につくるということで、公的年金でも給付の事実上の抑制ということをしている中で、民間が自助努力でそういうことをやろうといったときに、厚生労働省がしてはいけないということを言う権利がどこにあるのか。あるいは仮にあつたとしても、それが非常に恣意的な判断、つまり企業経営の中身というものを役所が判断することができるのかどうか。

現在、例えば好調に見えても、急速な社員の高齢化の中で将来的に問題があるというケースもいっぱいあるわけですし、これは言わば解雇規制に対して、裁判所が赤字ではないから解雇してはいかぬというのに非常に似ているわけで、官の裁量的な判断の一つの典型例ではないかと思えます。これは雇用ワーキンググループで、これは金融の問題でもございますが、やはり労使の合意を官が否定するという意味では、雇用の問題と考えてもいいと思えます。

それから、少子化ではありませんが、高齢化の一環ということで強引に解釈すると、少

子高齢化ワーキンググループの一つとして検討させていただきたいと思います。

まず、個別のワーキンググループのレベルで厚生労働省とヒアリングをした上で、うまくいきそうであれば、この宮内委員会の方に上げさせていただいて、6月までの間に何らかの結論を得る。例えば、ある程度の判断基準を明確化させるとか、そういうようなレベルでも、是非これは関心のある問題なのでやっていきたいと考えております。

宮内議長 今八代委員がおっしゃったような問題は4ページにも具体的に書いていないんですけれども、そういった問題を3ページの重要事項にどういう形で持っていくかということ、一番最初に検討していただくことではないかと思います。

4ページの表は例示でございますが、各ワーキンググループに割り振っていただける問題でございますので、各ワーキンググループで、この例示のものを含めまして、6月までに何かやるべきことというようなものがありましたら、これは是非、3ページの重要事項のさらなる具体化とともに御検討いただくということをお願いしたいと思います。

原委員、どうぞ。

原委員 遅れてまいりまして、済みません。

幾つかあるのですが、最初、宮内議長から、今、いろいろと市場を騒がせております耐震偽装の問題ですとか、ライブドアのお話もありまやが、規制緩和自体をどういうふうにとらえるのかという議論も国会の予算委員会などもずっと聞いておりまして、かなり大きな議論として盛り上がっていると思います。宮内議長がおっしゃられたように、やはり公正なルールというものがまだ未整備な部分というところがあるのかもしれない。そういった観点から、去年12月に出した報告書も、サブタイトルに消費者・利用者の選択というような言葉を付けていただいておりますけれども、やはり消費者とか利用者とかが市場できちんと判断できるような、そのための公正なルールというものがつくられていくべきだと思っておりますので、最後の年度になりましたけれども、是非検討を尽くしていくことができたらと思っております。

あと個別に3つぐらいありまして、1つが金融分野なのですが、主査の神田先生がどうお考えになっていらっしゃるかということもあるのですが、今国会に投資サービス法（仮称）と言っておりますけれども、恐らく国会には金融商品取引法という名称で、包括・横断的な法律として上程されるということになります。この中にはまだ銀行業とか保険業とかが入っておりませんで、引き続きそういったものもすべて含んだ金融サービス・市場法へステップアップをしていくということを望みたいと思っております。

それから、日本版SECの話ということで、証券取引の監視機能ということで、これをどうしていくのかということも大きな課題と思っております。

もう一つが、去年、一昨年と2回取り上げていて、なかなか文章化したかたちで俎上へ上がってきておりませんが、統一消費者信用法の制定の議論というのがあります。消費者信用の部分の法制化が非常に遅れてきている。

貸金業規制法をどう見直すかということは、来年度の国会で検討することには上がって

おりますが、貸金業規制法だけではなくて、もっとここも包括的な消費者信用法制が必要だと思っております。

現在、預金ゼロの世帯というのが23%ぐらいということで、何か起きたらお金を借りるとか、そういう現状も考えるとセーフティーネットの議論としても必要ではないかと考えております。金融の分野はそういうことを考えております。

それから、競争政策のところですが、私も少し関わった部分で不当廉売と景品・懸賞規制の公正取引委員会関連のものがあるのですが、私自身としてはこういうものも含めて、消費者から見た不公正な取引方法ということでどういう政策を公正な市場ルールとして立てるのかという議論から検討を進めるべきではないかと考えております。

最後ですが、私自身もお知恵を拝借したいと思っておりますが、横断的制度分野で鈴木議長代理が主査をやっていただけなので、大船に乗ったつもりなのですが、一定期間経過後の規制の見直し基準の策定の担当の部分についてです。これは一定期間経過をした法律が要するのか要らないのか。要るとして、見直しはどうすべきであるかということになると思うのですが、八代先生の本などを読ませていただいて感じているのは、法律としての安定性という話がありますね。よく法律を国会に上程するとき、附帯決議で5年後に見直しをさせてほしいというようなことを付けようとする、そんな法としての安定性がないようなものを国会へ上程するのかということで、そういう附帯決議は付けられないかと言われてしまいます、法学系からすると、法の安定性、その法律はやはり10年でも30年でも規範として使えるようなことを言われる。

だけれども、見ていると、時代の変化、社会の変化の方がすごく激しくて、やはり5年後とか、10年後とかでやはり見直した方がいいという法律というのも必ずあるような感じがしていて、この辺りは頭の中を整理して臨まないといけないかなと思っておりますので、今日は貴重な場なので、是非ここについては少し御意見を聞かせておいていただけたらと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上のようなことを感じています。

宮内議長 ありがとうございます。今の原委員のお話で、何かございますか。

どうぞ、鈴木議長代理。

鈴木議長代理 その一定期間経過という問題ですが、ここに書いてありますけれども、ここのところはそれだけではなくて、去年、規制基準の見直しというのをやりましたね。あれは中途の作業で終わっているのです。それでは何が片付いていないのかというと、昨年、各省が出している個別の通知・通達のたぐいを悉皆的に調査しました。極めて膨大な量ですけれども、これについて、あのときには拘束力を持つものと持たないものに分けて、拘束力を持つものは一定の厳格な手続の下でやりなさい。拘束力のないものは、その通達の中に拘束力を持たないということを明確に表示しなさいという答申を出したわけです。

昨年は、そこでイグザンプルを付けようと思ったのです。つまり、拘束力を持たない現在の通達は何だという、各省からは非常にたくさんのものが拘束力をもたないと言って出

してきましたが、そういう拘束力のないものを明示する、そういう仕事も加えてやりたいと思っておりますので、それを一つお断りしておくという点。

それから、さっきの問題も、とは言うが、世の中は変わって行って、30年経ったらまるで変わってしまうのは当たり前のことですから、私は一定の期間、例えば10年なら10年としましょう。そういう期間を経過したものについて、勿論、それ以下で特別に見直すというのはそれはそれとして結構ですが、そのときには1回ある手順を踏んで、見直しをやってみよう。その結果、継続する理由があるならば、それでよいではないと思います。

しかし、その時継続するものはどういう性質のものとするのか、それについてどういう論理を作るのかというのはこれからの知恵が必要な問題で、今、結論があるわけではありませんが、こういうような点について、例えば10年以上に伸びることはできるが、その場合漫然と伸びるということにはしないという、その作業は必要ではないかと考えたら、決して法的安定性を害する問題ではなく、むしろ実態と法との整合性のチェックをきちんとするという、そのこと自体の方がプライオリティーの高い問題ではないかと思っています。

志太委員 ほかの件でよろしいですか。

宮内議長 どうぞ。

志太委員 2ページの7のところでございますけれども「集中受付月間」と「特区」のことでございますが、この前のときもお願い申し上げたんですけれども、なかなか提案する方は特区も全国区も同じなんです。ですから、受付が2つになっていることが非常に提案する人にとってはわかりにくいわけです。要するに、全国区がだめなら特区にしようかとかそういう戦略がいろいろあるわけなんです。

また、おいでいただく方にも、それぞれの御担当の方に行っていただきますから、何人もの方が説明のキャラバンに行かなければならない。それも、皆さん大体全部のことがわかっておられますので、何人も行かなくて、1つにまとめれば1人か2人おいでになればいいと思うんです。

この間の調査でも約60%の方は、まだ特区を民間が提案することがわからないなどという現状でございますから、なるべく大勢のところ全国回っていただいてキャラバンをしていただくことが非常に必要だと思うんですけれども、こちらの職員の方々も大変でございますから、何人もの方が行くよりも1人2人の方が全部まとめて説明できるわけですから、そういうふうにして多くやっていただきたいと思います。

こちらの中のことは、いろいろ事情があって2つにしておかなければならないのかもしれないんですが、受付のところだけは是非一本でできるような形にして、提案者に迷わせないで済むような形を考えられないかと思うんですが、6月、11月にまた行われるのではないかと思うんですが、それに先立って何かお考えをいただくとありがたいと思います。

以上です。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 今、志太委員がおっしゃった点は前から懸念になっている点で、たしか

両事務局で調整がある程度なされたと聞いておりますが、例えば提案者の方が特区でも全国区でもいいという場合は特区室が引き受けるわけなんです。そこまでは行っているんですが、どちらかわからないというときはどちらで引き受けるか。私は、基本的に特区はいずれ全国展開されるわけですし、各省の抵抗も若干特区の方が少ないということで、なるべく特区優先、つまり、どうしてもこれは全国区でないと困ると言われたい限り特区室の方に振るといような調整の仕方ではいかがでしょうか。

それから、先ほど4割の人しか特区のことを知らないという特区室のアンケート調査の意味ですが、これは更に広げなければいけないことは当然ですが、私は逆に、特に個人の生活に必ずしも密着しない中で4割も特区のことを御存じだというのは、逆にもう少しポジティブにとらえてもいいのではないかと思います。ただ、その4割を更に6割7割にしていくために非常に重要だと思いますので、特区室の方でも是非お願いいたします。

私は前から思っているんですが、高校、中学ぐらいの先生に是非特区の説明会というのを集中してやるということはどうか。本当は公民の教科書に書いてもらってもいいのではないかと思うんですが、とにかく集中的にやるためにはターゲットを絞って、キャラバンも必ずしも県とかそういうところに行くだけではなくて、教育委員会とかそういうところも考えていいのではないかと。

それから、志太委員がおっしゃったように、大勢押しかけるのは旅費の無駄ですから、例えば1人の人が特区と規制改革両方を説明するという形で分担してもっと幅広くいくということ、是非、両事務局で考えていただければと思います。

梶島参事官 いかがですか。

宮内議長 どうぞ。

梶島参事官 特区推進室の参事官をしております梶島と申します。よろしく願いいたします。

今、八代総括主査の方から幾つか御指摘いただきました規制事務局と特区室の間での提案の調整につきましては、八代総括主査がおっしゃったように、基本的にどちらかわからないようなものはまず特区で受けるということで調整をさせていただいております。

これは、どう考えても地域特性とかそういった点から無理でしょうみたいなものがございしますので、そうしたものは規制の方で受けていただいたりとか、あるいは規制の方で大きなテーマとして追っているようなものにつきましては、むしろ規制の方で受けていただくというような事務的な調整はさせていただいております。

私どもキャラバンをする際にも、提案者の皆様にどちらかわからないということがあるでしょうから、それはどちらでも結構ですと申し上げているつもりでございしますが、なお一層徹底したいと思います。

また、特区につきましては、今まで様式が若干複雑であるという御指摘をいただきましたので、それをシンプルな形にするという改善を前回の提案受付からさせていただきました。

それから、教科書の話、学校の先生の話をお指摘いただきました。実は先年でございますが、中学生からも提案がございました。これは北海道でございます。やはり、学校の授業で教えていただいているということで、授業の一環として提案をしたという事例がございました。

そうしたことは非常に大切だと思っておりますので、そうした今の御指摘を踏まえて、文部科学省とも相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

どうぞ。

志太委員 キャラバンの場合には、そういう説明はできるんですけども、一般の方が相談するのに、どちらに相談したらいいんだということを皆さんが思うんです。ですから、こちらへ来てからは特区なり何なりに分けることができるんですが、その前に相談する場所を、窓口の受付を1か所にできないのかと思うんです。そうしますと、そこへ行って、こちらの方が分けると。出す方は一括で出すような形ができると。その様なことをお考えいただければありがたいと思っております。

宮内議長 どうぞ。

梶島参事官 今の御指摘は、規制事務局とも相談させていただきたいと思っております。

宮内議長 よろしく願いいたします。

では、福井専門委員どうぞ。

福井専門委員 今の点に関連してですが、私も志太委員の御意見に全く同感でございます。

実際に私が個別に存じ上げている事例でも、自治体、民間の方から、どこに相談に行けばいいかわからない。相談した結果、そのまま担当省庁につながれて、ノーの回答が出て終わってしまったというケースを、少なからず実際に見聞しております。

これは非常にもったいない話でして、特区に相談に来る方も、あるいは規制会議事務室に相談に来る方も必死ですから、別にそれが自治体で始まろうが、全国で始まろうが、こういうことが実現できればいい、という真摯な要望を持っているわけです。

具体的に御提案申し上げたいのは、規制会議室に相談に来た案件も特区室と共有する。特区室に相談があった案件も、その内容について規制室と共有する。要するに、どちらかに話があったら、事務室同士で相談体制の調整をしていただいて、一遍で両室の事務の担当の方が話を聞いて、一番ふさわしい形でそれぞれの組織に振っていただくというような形ができると一番国民にとってはやりやすいだろうという気がいたします。

もう一つは、今、触れたような、民間なり自治体の要望が実質的な議論のないままに担当省庁に行って、非常にネガティブな返事が返ってきて意気消沈して終わるというケースが多々見受けられますので、どちらに来た情報も、担当省庁の意見について、規制室あるいは特区室として何らかの規制改革の評価なり方向を交えて取り上げた上で最終的な結論

が出るというフィルタリングを行わないと不親切きわまりないと思うんです。

その仕組みが、今、システムチックでなく、現実に自治体の方などが非常に困っているというお話をよく見聞いたしますので、できるだけ情報を共有するとともに、単に要望を右から左に流すのではなくて、一旦、規制改革の政府の方針なり理念からしてどうなんだということ、判断を交えた上でフィードバックするというシステムを是非構築することが適切かと思えます。

宮内議長 その点につきまして、いかがでしょうか。

井上参事官 思いとしては、国民といいますか、提案者の方にわかりやすい形にし、かつ、とにかく成果が得られるようにしていくということでございますから、具体的なやり方はいろいろ知恵を出さなければいけないところはあると思えますので、特区室ともよく相談をして、現状をできるだけ改善できるようにしたいと思えます。

宮内議長 ありがとうございます。よろしく願い申し上げたいと思えます。

どうぞ、原委員。

原委員 また別なことで大変恐縮ですが、今回の重点事項を挙げられている中に医療分野がないですね。私は、この2年間、いろいろなワーキングに時間があると参加させていただいていたのですが、医療も時折参加させていただいていたのですけれども、一番最初の年は、混合診療の話が非常にクローズアップされておりましたけれども、前年度でやっております中では、医療機関の広告と情報提供の在り方ですとか、医療機器の内外価格差の話、それから明細つきの領収書の発行とか、もっと進めていただきたいような課題をやっていました。特に医療分野は消費者とか第三者とかの目というのでしょうか、そういう意見は非常に反映されにくい構図もちょっとあるように感じました。

私としては、現在、厚生労働省で検討されているということになるのだと思えますが、これまで掲げていた課題が、今、どういう検討途上にあるとか、どういう着手状況にあるとか、そういったことも含めた形で最終的な報告書の姿というのはイメージして作業を進めていただけたらと思えます。

何か一生懸命やっていたのが、ぼつんと見えなくなっているというような感じがいたしますので、是非、外から見たときも、今、どういう状況にあるということが3年間終えたところではわかるような形にしておいていただきたいと思えます。

宮内議長 本日、主に議論いただきたいと申し上げておりますのは、6月までという限られた時間でそんなにたくさんの項目はできないため、極めてこれは重大だと思うものに絞って取り上げて、まず6月の答申とりまとめに向けて頑張ろうではないかと。

それから、我々は、その次に12月の例年の答申にかかるわけでございまして、そのときには当然ながら全分野をターゲットに、監視も含めまして入れるわけでございます。もう医療はやめたということでは全然ありません。ある意味では今年度と申しますか、昨年やりましたところでは、今おっしゃったようなこととか、中医協の問題だとか、レセプトのオンライン化だとか、ある意味で非常に多くの成果が取れたわけでございまして、それが

どうなったかということも監視し、フォローするということも非常に重要なことだと思います。

ただ、6月までにできるかどうかというところで、本日のところは議論を進めていただければと思います。

どうぞ。

安念専門委員 先ほど、資本市場のルールの整備についての御発言があり、世間でも非常にやかましく議論されておりますが、不祥事が起きますと、必ず公正なルールをつくらなければいけないというのと、監視機能を強化しなければいけないと、ほとんどの人が言うのですが、私はそれは本当にそうなのかという疑問を提起してこそ、当会議の存在価値があると思っております。

と申しますのは、アメリカのSECのように極めてパワフルなレギュレーターがいて、非常に強力な権限を持っていても、悪い人はどっちみち悪いことをやる。

つまり、警察官をどれだけ増やしても殺人をなくすということができないのと同じように、どれだけルールを整備しても、どれだけ監視機能を強化しても、なくせないものはなくせないんだから、なくせないものにわざわざコストをかけるというのは無意味なのではないかという観点が、当然あってよろしいだろうと思うんです。

更に、ルールと言うんですが、そのルールというのは本当に有効なのか、実は余り検証されていないのではないのでしょうか。例えば、風説の流布とか、インサイダートレーディングは当然悪いと思われているんですが、本当にそうなのか。つまり、すべての人が風説を流布でき、あるいはと、すべての人がインサイダー情報に基づいて売買できるのであれば、資本市場としてのパフォーマンスは、規制がある場合と比べてそんなに変わらないのではないかという気が私はしなくはないんです。勿論、これは理論的・実証的に検証してみなければわからないことですが、しかし、その検証が本当に行われているんだろうか、大変疑問です。

恐らく、そういうことをやるのは卑怯だというのが一般の風潮でしょうし、確かに卑怯は卑怯ですが、卑怯だから規制すべきだ、さらには刑事罰を科すべきだとはなかなか言えないわけで、結局、資本市場が資源の効率的な配分にどれだけ寄与しているかが問題の核心であって、エフィシエントな資源のアロケーションが規制をしてもしてなくても、もし変わらないのであれば、それは規制をやめるべきなのであって、そういう問題を提起してこそ当会議の意味があると思っております。

それから、独禁法に関しては、前にも申し上げたことがあると思いますが、独禁による規制の原理、つまりは公正取引委員会による介入の原理をはっきりさせていただきたい。つまり、消費者の利益を図ることが独禁法の目的であるならば、私はそうと思いますが、それなら廉売は奨励こそされ、ほとんどいかなる意味でも規制されるべきではないはずです。不当廉売の規制というのは、規制するのは当たり前です、不当だと言っているんだから、しかし、それは言葉の圧力なのであって、エコノミクスの世界の問題ではないと思ってお

ります。

日本のマスコミは、御存じのように、再販で完全に公取に、言わば生命線を握られておりますので、公正取引委員会を批判することは絶対ありません。ですから、批判論が世間に流布することはないんですが、私の見方では、最近の公正取引委員会は競争政策ではなく、端的に産業政策をしていると思います。

例えば、公益事業の分野であれば、新規参入者を増やすという産業政策をしている。新規参入者の数を増やすべきだなどという経済理論は、私はないと思います。参入できる環境、つまりコンテストビリティが保たれるのは極めて重要ですが、新規参入者の数を増やすことが資源配分において効率的かどうかはわからないんです。それなのに、それをやろうとしている。私は、これは公正取引委員会の明らかな越権であると考えておりますが、だれも賛成してくれる人がいない。当たり前です、マスコミはだれも賛成しないんだから。

しかし、当会議としては、そういう考え方もあり得るのではないかという点に目配りをしていただけないものかと前々から念願している次第でございます。

原委員 恐らく、そういう意見が出てきて、いろいろな議論をしているというところが外から見ることが私はすごく大事だという感じがしております。

公正なルールと言うと、非常に正しい一つのルールがあって、それですべてうまくいくということでは決してないということで、それは感じております。

宮内議長 本田委員、どうぞ。

本田委員 消費者保護の観点からの規制の強化ですが、投資サービス法にいたしましても、証券監視機能の強化にいたしましても、規制の強化によって官のコストも増えますが、それに対応する民間の金融機関ないし証券会社のコストも増え、最終的には、民間のコストの増加分は消費者に転嫁されていくわけです。ですから、そこを理解した上でどこまで強化するのが消費者にとって、国民にとっていいかを踏まえた上でやるということですね。

原委員 勿論、そういうことも含めて議論をしていると思っております。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 この前も言いましたが、確認しておきたいのですが、今日のペーパーは当然プレスに発表するわけですね。去年の経験によりまして、情報と通信の融合という問題は、非常に話題になるテーマなのです。この問題については、御承知のように、自民党では3つの部会、総務省では4つの部会、それから内閣官房でも1つというふうに、いろいろなところが研究していただいている。これは大変ありがたいことで、去年の私どもの答申を受けて、それぞれの省が責任を持って考えるということで動いているということですから、これはそれとして結構なのですが、それでは我々の役割は何だということになると、去年の答申がどのように各責任省で実現に向けての検討が進行しているのかを、監視しつつ、それがもし我々の意見と違うならば十分意見を交わし、合意点に達するように、そういう努力をしていく。こういう役割ではないかと私は思うのです。

そうすると、その過程の中でどうしても意見が合わないときには、例えば大臣折衝とい

うことをお願いすることもあり得る問題にもなり得る。こういうふうに理解しているのですが、我々はそういう立場だという理解でよろしいかどうか。これを御議論いただけたらと思います。

宮内議長 3ページは重点事項であろうと思われるもののテーマを出しただけですので、これから6月までということを考えますと、すべてをやるということは難しいと思います。何がやれるか、やらなければいけないかということ、後ほど申し上げようと思ったのですが、次回までには御担当の委員の皆様で、大きなテーマだけでなく、個別具体的に何をやるのかということまで詰めていただければ非常にありがたいと思います。

また、4ページあるいは4ページにも書いていないことの中で、これをやるべきだということがあれば、これも議論していただいて、次回にもう少し個別具体的にまとめていくということができないと、テーマだけおしまいになってしまうわけです。

今のところは、そういう議論の段階でございますから、いろいろなお考えをぶつけ合うということが一番重要かと思えます。

鈴木議長代理 いや、もう走らないと、6月ですから間もなくすぐに来てしまいます。

宮内議長 ですから、次回までにテーマをどう絞っていくかという中で、相手方省庁からいろいろヒアリングをしていただくというようなことも含めてお考えいただく必要があるのではないかと思います。

鈴木議長代理 当然、それはそれですし、それから去年の答申に基づいて相手方省庁が実施する責任を持っているわけですから、それをやっていくのは当然相手方の省庁です。しかし、その過程で我々が言ったのは事細かなことを答申したとは限らない部分もある。

そうすると、そこについて我々の考えと相手省庁の考え方が違う場合があり得ると。そういうときには、当然、お互いが議論をし合って納得できるようにするが、それがうまくいかないときには、やはりこの会議あるいは大臣折衝をやっていただいて、そのすり合わせをするというプロセスを経ざるを得ないと思うのですが、そういうことで考えておいてよろしいでしょうかという問題です。

それから、もし6月の段階で、ここに書いてあるようないろいろな問題について、相手省庁が時間的あるいは内容について審議不十分ということで結論が出ない場合に我々はどうするのか。我々の方で早く結論を出してしまうのか。そこら辺はどう考えておいたらよいかという問題です。

宮内議長 鈴木議長代理、これは難しいので、また情勢を見ながら判断するしかないのではないのでしょうか。

草刈総括主査 1つだけ気になるのですが、今日は白石先生がご欠席ですけれども、この重点テーマのところ保育と書いてありますね。保育もいいのですが、保育はやはり少子化の一環としての保育というとらえ方なのだろうと思います。それはこれから直せばいい話なのでしょうが、ここで保育だけに限定してしまっているのかという気がさっきからしています。少子化担当大臣が任命され、やはりこれから議論が少子化をめぐって

かなり出てくるのではないかと思うのです。

ですから、保育というとらえ方をしてしまって、そうすると白石委員御自身も、あるいは八代先生も随分これをサポートしていただいていると思いますが、それだとやりにくいのかな、あるいは途中で変えることも考えたらいかがかなという感じがちょっとしたのですけれども、八代先生、何か御意見ございますか。

八代総括主査 これは、もともと少子化ワーキンググループということで、保育と働き方の多様化の2つをやってきたわけです。このペーパーの考え方としては6月までの短期決戦のときに、働き方と両方やるというのは、やや集中と選択に反するので、特に保育所における直接契約、それからここには書いてありませんが、総合施設というのが、今、動いているわけですけれども、その中身についても提示するという、少子化の中の保育に6月までは集中すると。しかし、12月まででは、先ほど言った雇用も含めて全体像として少子化問題を考えるというような役割分担だと私は理解しております。

それでよろしいでしょうか。

宮内議長 それはおっしゃるとおりだと思います。

八代総括主査 もう一つ、ついでにというか、別の件でもよろしいでしょうか。

先ほど、大臣もおっしゃいましたが、10日に閣議決定されました「市場化テスト法」というのは、事務局の多大な努力の中でようやく実現したわけであります。これはよく言われる箱をまずつくったわけで、これから国会で審議されますから、まだできたとは言わないんですが、更に、この箱の中に入れるものを増やす必要がある。

先ほどの宮内ペーパーでもありましたように、6月までの間に追加的な対象事業の選定等を推進するというので、国会で審議中ですので余り大っぴらにヒアリングはできないかと思いますが、これまで「官業民営化WG」でさんざん蓄積したものをもう一回内部で整理することで、この辺りが更に突っ込めそうだというのを両事務局が協力してやる必要がありますので、それに関連した委員の方々も是非またいろいろお知恵を拝借したいと思います。

とにかく、市場化テスト室、それから規制改革会議もこれに関連した形で非常に御苦勞様であったと思います。ありがとうございました。

宮内議長 あと、御発言はございませんでしょうか。

それでは、議論のとりまとめということでもございませぬけれども、本日はこの資料をたたき台にさせていただきまして、また次回までに詰めさせていただきたいと思っておりますけれども、6月までの時間が限られているということを考えますと、この4月、5月までには「重点事項推進WG」によります公開討論・本格的な各省との調整が実施できるような作業の進め方をする必要があります。

そのために、責任担当委員といたしますか、各課題の御担当の委員の皆様方には、3月ごろまでにはここに書かれた問題点を、先ほど申し上げましたように、関係者へのヒアリングなどを通じまして、取組みの視点の明確化、現状・問題の洗い出し、見直しの方向性・

出口のイメージとありますが、これの具体化、各テーマの論点整理をしていただくということが、まず必要になろうかと思えます。

勿論、その他の重要なことも取り上げようということがございましたら、先ほども申し上げましたように、例えば農業などというのはどういうふうに取り組んでいくかということも十分御議論いただきたいと思えます。そういう追加すべき事項を含めまして6月の答申に向けた検討事項について3月ぐらいを目途に整理を行いたいと思っております。その状況につきましては、次回以降の本会議におきまして御報告いただけるというような形で審議をお進めいただければと思っております。

本日、議論した内容ということでございますので、本日のペーパーは、一応対外的に出させていただきますということを御了解いただきたいと思えます。

それでは、本日のとりまとめは以上といたしまして、志太委員から「全国規模の規制改革・民間開放要望」、「もみじ月間」でございますが、これにつきまして政府としての対応方針がほぼまとまったということでございますので、その状況を御報告いただければと思えます。

志太委員 それでは、報告させていただきます。お手元の資料のうち、今回の結果を整理した横長の表をごらんいただきたいと存じます。

ごらんのように、左下にありますが、集計のところに1,041の提案がございまして、中身を精査しまして、重複している項目を除いたものが636件でございました。これは先ほどお話にもありましたが、特区のものは入っておりません。こちら側のものだけでございます。

それにつきまして、各省と協議してまいりました。その結果、現時点で34項目について2月17日の本部決定が予定されております。

それ以外に、既に「3か年計画」において処置が明示されている事項や、現行制度の下で対応可能とされた項目のうち、要望をある程度満たしていると考えられる事項が124件ございました。合わせて158項目が要望を満たしていると言っていることができるかと思えます。

この結果、実現率は27%ということになります。昨年10月の「あじさい月間」は、本部決定で16%でございましたので、10%余り多くなっているということでございます。

その次の資料は、今回の「あじさい月間」のとりまとめをしたもので、本部決定事項の一覧とともに公表される予定です。

1ページ目は、先ほど申し上げたとおり、本部決定事項数など全体像が整理されており、2ページ以降に本部決定となる事項の内容が簡単に紹介されております。後ほどごらんいただきたいと思えます。

なお、既にメールでお送りいたしましたが、昨年6月の「あじさい月間」に寄せられた要望で本部決定に至らなかったもののうち、当会議として継続的に検討を行っていく旨、公表した項目につきましては、配布資料のとおり、多くの項目が第2次答申に盛り込まれるなど、規制改革に向け一定の推進を見ることができました。

「もみじ月間」に提出された要望につきましては、同様に重要な案件につきましても継続的に検討していくことを公表してまいりたいと存じます。具体的に項目につきましては、追って事務局からワーキンググループ主査の下に御相談させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

本件につきましては、既に議論も出ておりますので、またやり方等も工夫いたしまして御努力いただきたいと思います。ありがとうございました。

実は、今お配りしました「もみじ」関連の資料でございますが、本部決定が本日ということでございまして、本部からの決定と同時に公表されるということでございますこの資料は当会議からは非公表ということでお願いいたします。

井上参事官 今日ではございません。17日です。

宮内議長

済みません。本日はこれはまだ非公表ということで、お取扱いに御注意いただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議は終わりたいと思いますが、とりあえず、くどいようですが、3月までは既存のワーキンググループの「3か年計画」の再改定に向けたフォローアップ、これをいつものとおりしていただくということと、新たに設置されます「重点検討事項推進WG」におきまして、当面の検討課題の論点整理を行っていただくと。3月末というところを一つの目標にして、6月答申に向けて多くの作業を早速お願い申し上げたいと思います。委員の皆様方、大変御多忙の中でございますが、何分よろしくお願い申し上げたいと思います。

次回会議は、そういうことで、当面の検討課題の各責任担当委員から検討状況について御報告いただくということを繰り返しながら会議を進めさせていただければと、このように思っております。

それでは、最後に事務局から何かございますか。

井上参事官 ございません。

宮内議長 あと、委員の皆様方から特にございませんでしょうか。

それでは、本日はこれで終わります。記者会見を、実はこの部屋ですぐやりますので、速やかに御退場いただけたらと思います。

ありがとうございます。